

地域包括支援センターの今後のあり方について⑤

1 検討の進捗（第 6 回介護保険運営協議会報告事項）

第 9 期計画においては、

- ① 地域包括支援センター（以下「包括」という。）の機能・体制の充実のため、総合相談支援業務におけるブランチの活用を図る。
- ② 十分な実績のある在宅介護支援センター（以下「在支」という。）を住民の利便性や支援の継続性を踏まえ、地域の住民からの相談を受け付け、集約した上で包括になぐためのブランチとして活用する。
- ③ 3 圏域 3 包括の枠組みは変えず、ブランチの担当エリア設定等により、包括の業務負担軽減を図る。

として、計画期間中に 3 圏域 3 包括 1 ブランチ（在支からブランチへ移行）の体制整備を行う。

2 委員からのご意見（第 6 回・第 7 回介護保険運営協議会）

- ・高齢者人口が増加する中で、ブランチ設置ではなく、包括の増設が必要ではないか。
- ・在支をブランチに変更するだけでなく、第 9 期計画期間中に様々な課題を見据えた対策を講じる必要がある。
- ・ブランチ設置以降についてはどのように考えているのか。
- ・第 9 期計画の施策の多くに包括が関係する中で、包括の人材不足は喫緊の課題である。
- ・包括の負担軽減を具体的にどのように行っていくのか検討が必要である。

3 第 9 期計画期間における包括の方向性 **<検討事項>**

これまでの運営協議会での議論や包括の現状等を踏まえ、

- ① 計画期間中の早期にブランチを設置する。
 - ② 計画期間中に担当圏域も含め包括の増設に向けた検討を行い、計画期間終了までに包括において適正に事業が実施することができるよう、その体制の整備を図る。
- とし、ブランチ設置の先を見据えた包括の増設について計画に盛り込む。

4 包括の負担軽減について

（1）ブランチ担当エリア

計画期間中の早期においては 3 圏域 3 包括の枠組みは変えず、ブランチの担当エリア設定等により、包括の総合相談支援業務における負担軽減を図る。

【担当エリア】

- ・小山四丁目・五丁目 … 東部包括圏域
- ・幸町二丁目～五丁目 … 中部包括圏域
- ・野火止、八幡町 … 西部包括圏域

(2) 包括の業務時間 **<検討事項>**

包括の業務時間（開設時間）については、

- ・緊急の場合は業務時間外であっても電話での相談を受付している。
- ・夕方時間帯は電話相談が少ない。
- ・人材確保が難しい（業務時間に対応した勤務形態によるさらなる人材不足）。
- ・相談・訪問等による市民対応後の業務時間外の仕事や残業が多い。

等を踏まえ、以下のとおり変更する。

【現行】 ■ 包括

月曜日～金曜日 午前9時から午後7時まで

土曜日 午前9時から午後5時まで

日・祝日・年末年始を除く ※緊急の場合は、業務時間外も電話受付

■ 在支

月曜日～土曜日 午前9時から午後5時30分まで

日・祝日・年末年始を除く ※緊急の場合は、業務時間外も電話受付

【変更】 ■ 包括（ランチ含む）

月曜日～土曜日 午前9時から午後5時30分まで

日・祝日・年末年始を除く ※緊急の場合は、業務時間外も電話受付

5 ブランチの名称について

住民への周知や支援の継続性、関係機関との連携等が効率的かつ効果的に行えることから、名称は「在宅介護支援センター」を継続して使用する。

6 職員体制について

(1) ブランチ

社会福祉士、保健師、看護師、主任介護支援専門員のいずれかの資格を有する専従・常勤の職員を3名配置する。

(2) 包括

- ① 担当圏域ごとに、保健師又は地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師（准看護師は含まない）、社会福祉士、主任介護支援専門員の資格を有する専従・常勤の職員を各1名以上配置する。
- ② 担当圏域の第1号被保険者が6千人を超える場合、その超える分につき、おおむね2千人ごとに、いずれかの職種の職員を1名増配置する。
- ③ ②による増配置において、主任介護支援専門員の配置が困難である場合は、これに準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年④月24日付老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者を配置することができるものとする。

(3) 常勤換算方法（ワークシェア）の導入について **<検討事項>**

包括の職員は、介護保険法施行規則等により人員配置基準が定められていますが、受託法人においては、採用活動を継続しているものの人材確保が難しい現状があります。

そのため、包括職員の確保が難しい現状を鑑みて、常勤の職員を配置することが著しく困難な場合には、非常勤職員の配置を可能とする常勤換算方法を導入し、包括の安定的な運営を確保するものです。

なお、「地域包括支援センターの設置運営について（厚生労働省通知）」では、常勤職員の確保が必要としつつも、「常勤職員を配置することが著しく困難な場合にあっては、適切な業務遂行を確保できるかどうかについて運営協議会の判断を得た上で、経過的にセンター職員の一部を常勤換算方法により必要人員数確保することでも足りるものとする。」とされています。

① 常勤換算方法とは

非常勤職員の勤務延時間数を常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより計算する方法です。

<1 か月の計算式>

$$\begin{aligned} & 1 \text{ か月の非常勤職員の勤務延べ時間数} \div 1 \text{ か月に常勤職員が勤務すべき時間数} \\ & = \text{常勤換算数} \end{aligned}$$

<計算例> 常勤職員が勤務すべき時間数が週 40 時間（4 週 160 時間の場合）
4 週 96 時間の非常勤職員 A と 4 週 64 時間の非常勤職員 B の常勤換算数は、
(96 時間 + 64 時間) ÷ 160 時間 = 1.0 人となります。

② 実施条件

ア 常勤職員を配置することが著しく困難な場合であること。

著しく困難な場合とは、

- ・ 法人職員内で当該職種を充足させることができない理由があり、採用活動を 3 か月以上継続しても配置できない場合
- ・ その他市長が認める場合

イ 常勤換算方法の対象は、増配置する職員とし、3 職種のうち 1 職種とする。

なお、1 名は専従・常勤の職員とすることで、常勤職員が中心となり、非常勤職員との情報共有を円滑に行うものとします。

ウ 常勤換算数は 1.0 とする。

③ 実施手続き

i 市との事前協議

- ・ 常勤職員を配置することが著しく困難な理由
- ・ 常勤換算方法によって配置しようとする職種及び期間
- ・ 常勤換算方法によって配置する非常勤職員に係る保有資格及び勤務予定時間

- ・非常勤職員と常勤職員との情報共有方法及び責任体制
- ・非常勤職員の人材育成の考え方
- ・その他市が必要と認める項目

ii 協議結果の通知

常勤換算方法によって配置を認める場合は、市より承認通知を発出します。

※1回の協議に係る常勤換算方法は、当該年度内を限度として認めるものとします。次年度以降も常勤換算方法に基づく職員配置が必要な場合は、改めて事前協議するものとします。

iii 運営協議会への報告

運営協議会において、常勤換算方法に基づき、非常勤職員を配置することを報告する。

なお、報告は常勤換算方法実施前が望ましいですが、実施後直近の運営協議会での報告も可とします。

④ 導入時期

令和6年4月以降

■ 圏域別 65 歳以上人口（令和 5 年 10 月 1 日現在） (人)

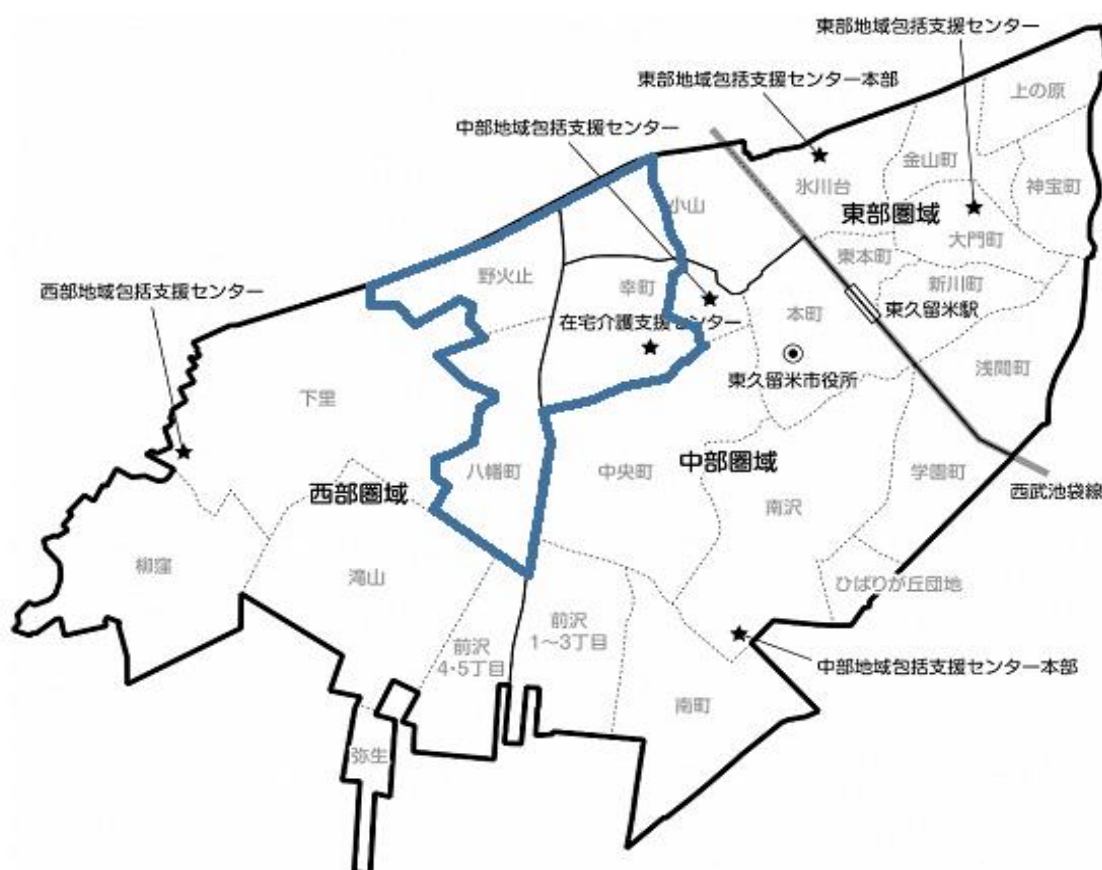
	東部圏域	中部圏域	西部圏域	合計
65 歳以上人口	8, 045	12, 105	13, 461	33, 611
内) ブランチ担当エリア	563	1, 077	2, 725	4, 365

■ 包括担当地域

東部圏域 (東部包括担当地域)	上の原、金山町、神宝町、氷川台、大門町、 <u>小山</u> 、東本町、新川町、浅間町
中部圏域 (中部包括担当地域)	本町、 <u>幸町</u> 、中央町、南沢、学園町、ひばりが丘団地、南町、前沢 1～3 丁目
西部圏域 (西部包括担当地域)	前沢 4・5 丁目、滝山、 <u>野火止</u> 、 <u>八幡町</u> 、柳窪、弥生、下里

■ ブランチ担当エリア

東部圏域 (東部包括担当地域)	小山 4・5 丁目
中部圏域 (中部包括担当地域)	幸町 2～5 丁目
西部圏域 (西部包括担当地域)	野火止、八幡町



■ 近隣市の地域包括支援センター

	設置数	業務時間（開設時間）		備考
小平市	5	月曜日～土曜日	8：30～17：15	土曜日は各種申請受付と緊急時の相談のみ
	4	月曜日～金曜日	9：00～17：00	出張所（ランチ）
東村山市	5	月曜日～土曜日	9：00～17：00	
清瀬市	4	月曜日～金曜日	8：30～17：00	平日のみ
西東京市	8	月曜日～土曜日	9：00～18：00	
東久留米市	3	月曜日～金曜日	9：00～19：00	
		土曜日	9：00～17：00	

各市ホームページを基に作成

【共通事項】

- 日・祝日・年末年始（12/29～1/3）は休み
- 緊急の場合は、時間外であっても電話で相談を受付

■ 東久留米市

【現行】

	設置数	業務時間（開設時間）	
地域包括支援センター	3	月曜日～金曜日	9：00～19：00
		土曜日	9：00～17：00
在宅介護支援センター	1	月曜日～土曜日	9：00～17：30

【変更】

	設置数	業務時間（開設時間）	
地域包括支援センター	3	月曜日～土曜日	9：00～17：30
ランチ（在宅介護支援センター）	1		

■ 職員体制

担当地域の 第 1 号 被保険者数	3 職種の内訳 (常勤かつ専従)
1,000 人以上 2,000 人未満	  保健師等、 社会福祉士、主任 CM のうち 2 職種
2,000 人以上 3,000 人未満	  保健師等 社会福祉士、主任 CM のうち 1 職種
3,000 人以上 6,000 人未満	   保健師等 社会福祉士 主任 CM
6,000 人以上 8,000 人未満	    保健師等 社会福祉士 主任 CM 3 職種のうち 1 職種
8,000 人以上 10,000 人未満	     保健師等 社会福祉士 主任 CM 3 職種のいずれか
10,000 人以上 12,000 人未満	      保健師等 社会福祉士 主任 CM 3 職種のいずれか
12,000 人以上 14,000 人未満	       保健師等 社会福祉士 主任 CM 保健師等 社会福祉士 主任 CM 3 職種のうち 1 職種

主任 CM は主任介護支援専門員を指します。